

# 学習管理システム(LMS)提供業務委託仕様書

特別区人事・厚生事務組合

特別区職員研修所

## 目次

1 件名	2
2 目的・事業概要	2
3 契約期間	2
4 履行場所	2
5 業務内容	2
6 支払方法	3
7 契約解除	4
8 契約後のサービスの提供及び提出	4
9 その他	4

## 仕様書

### 1 件名

学習管理システム(LMS)提供業務委託

### 2 目的・事業概要

特別区人事・厚生事務組合特別区職員研修所（以下「研修所」という。）では、特別区職員を対象に研修を実施しており、区民の奉仕者としてふさわしい人間性を磨くとともに、区政担当職員として職務遂行上必要な能力の開発を図ることにより、積極的な意欲を持って職務に取り組み、時代に即応できる職員の育成を目指している。

研修所においては、学習管理システム（LMS）を活用したeラーニングの導入を進め、eラーニング受講者（以下「受講者」という。）の研修効果の向上や利便性向上を図っている。共同研修におけるより効果的なeラーニングの実施を行うため、学習管理システム(LMS)提供等（以下「本サービス」という。）の委託契約を行う。

### 3 契約期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

### 4 履行場所

研修所が指定する場所

### 5 業務内容

以下の仕様及び要件等を満たすサービスを提供し、運用すること。

#### (1)基本仕様

ア 動画視聴及び視聴履歴・学習管理、アンケート集計等のeラーニング実施のための最低限の機能を有すること。

イ 受講者にアカウント（ユーザーID、パスワード）を付与できること。想定される研修規模等は別紙1「アカウント利用見込み」、別紙2「動画利用見込み」のとおりだが、変動する可能性がある。なお、令和8年度利用料の見積書作成用の参考として令和8年度についても記載している。

ウ 管理者がアカウントを付与した受講者のみが受講できる環境を有していること。

エ 日本語対応であること。

オ 下記(2)から(4)までの環境及び性能を有すること。

#### (2)機能要件

ア 別紙3「機能要件一覧」に記した機能要件の全てを原則満たしていること。

イ 別紙4「プロポーザルにおいて提案いただきたい機能」を可能な限り満たしていること。

### (3)非機能要件

- ア 計画的な保守等の時間を除き、原則、24 時間、365 日受講が可能であること。なお、サービス稼働率は 99.9%以上であること。
- イ インターネット環境下で利用が可能であること。
- ウ 情報セキュリティに関して十分に配慮されており、以下の要件を満たしていること。  
※プライバシーマーク、ISMS 認証(JISQ27001、ISO/IEC27001、ISO/IEC27017)、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)、FedRAMP、SOC2、SOC2+のいずれかの付与認定を受けていること。
- エ 以下の環境で動作すること。  
OS : Windows10、Windows11、Mac OS  
ブラウザ : Chrome、Firefox、Safari、Edge、Safari (iOS)、Chrome (Android)  
モバイルブラウザ : iOS 15.0 以上、Android 7.0 以上
- オ データセンター内の平均応答時間を 3 秒以内 (目標値) とすること。
- カ 想定している研修に要するコンテンツを保存できるサーバ容量を確保すること。

### (4)導入及び運用支援

- ア 事業者は契約後速やかに、導入前調整・各種設定・操作研修・運用マニュアルの整備等、受講者が利用可能な環境構築 (以下「導入業務」という。) を完了すること。
- イ 導入業務完了後、各区等はテスト接続を行って試験運用を行うものとし、事業者は研修所が別に指定する日までに不具合の是正等の支援を行うこと。
- ウ 本サービス利用開始後障害が発生した際に、事業者は、障害の概要、影響範囲、復旧の見込み等速やかに連絡し、復旧後には原因、再発防止策等の報告を行うこと。
- エ 本サービス利用の停止を伴う作業を実施する際には、緊急時を除き、7 日前までに連絡すること。
- オ 事業者はシステムの利用・操作方法に関する相談に応じ、適切な情報を提供するなど運用について、随時支援を行うこと。
- カ 定期的な打合せを設ける等、操作対応に関するサポート体制を確保すること。

## 6 支払方法

研修所は、事業者から適正な請求書を受領したときは、請求書受領日が属する月の翌月末までに、事業者の指定する口座宛てに送金し、当該月額分の委託料を支払う。

契約期間の開始日又は終了日が、暦月の初日又は末尾の場合であっても、研修所は、当該開始日又は終了日が属する月分の委託料を事業者に支払うものとし、事業者はその暦日数に対応する学の日割計算は行わない。

契約期間において本サービスの提供停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態になった日数に対応する日割計算は行わない。

研修所は、委託料その他の支払いにあたり、消費税法及び地方税法所定の税率を乗じ

て算出された消費税等相当額をあわせて事業者を支払う。なお、振込手数料は事業者が負担する。

## 7 契約解除

(1)研修所又は事業者は、相手方が次の各号の一にでも該当した場合は、何等催告を要せず、仕様書の全部又は一部を直ちに解除することができるものとし、かつ、これによって被った損害の賠償を請求することができる。

ア 信用を毀損する行為、または相手方に対し直接もしくは間接に損害を蒙らしめる行為があったとき。

イ 仮差押、差押、強制執行もしくは競売の申請があったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき、または解散決議がなされ、もしくは清算に入ったとき。

ウ 租税公課を滞納し、督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

エ 振り出した手形または小切手が不渡りとなったとき。

オ 資産、信用状況が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

カ 合併、事業譲渡等により、経営権に実質的な変更が生じたとき。

キ 受託者が本契約に基づき本件業務を遂行することが困難であると、委託者が判断したとき。

ク 本仕様書9(2)から(4)までのいずれかに違反したとき。

ケ 本仕様書の各条項（9(2)から(4)を除く。）に違反し、他方が相当期間を定めて書面により是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に違反が治癒されないとき。

(2)本仕様書3に定める本契約期間内といえども、研修所が本契約を解約しようとする場合は、事業者に対し、1月前までに書面により予告することによって本契約は終了する。

(3)上記(1)に定める場合を除き、研修所及び事業者が本契約の全部又は一部を中止又は変更するときは、両者が協議して行うものとする。

## 8 契約後のサービスの提供及び提出

以下2点を研修所が指定する期日までに提供又は提出すること。

なお、提供及び提出物については日本語によるものとする。

- ・本サービスの提供
  - ・操作マニュアル（電子データ（PDF、wordファイル）等）を1部提出すること。
- なお、本業務履行期間中に、ドキュメントの更新が必要な場合は随時更新を行うこと。

## 9 その他

### (1) 契約の確定

本選定結果による契約は、令和7年度歳入歳出予算が、令和7年3月31日までに、特

別区人事・厚生事務組合の議会で可決された場合において、令和7年4月1日以降に確定される。

#### (2)再委託の禁止

本業務についての全部を再委託することは認めない。ただし、業務上の必要に鑑み研修所が認めた場合はこの限りでない。

#### (3)機密保持要件

ア 本委託業務に関して知り得た情報については機密保持に最大限の配慮を払うとともに、本委託業務以外の目的で使用しないこと。また、契約期間終了後も個人情報を含む機密情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 本委託業務を行うに当たり、プライバシーマーク又は ISMS 認証 (ISO/IEC27001) を取得し、特別区人事・厚生事務組合情報セキュリティポリシー及びその他個人情報に関する法令等を遵守すること。

なお、情報セキュリティに関する事故等の問題が発生した場合は速やかに研修所に対して報告を行わなければならない。

ウ 本委託業務において、原則としてデータの持ち出し、複写及び複製を禁止する。また、パソコン及び記憶媒体等を持ち込んで作業することは研修所が認めた場合除きを禁止する。

エ 事業者は、東京区政会館別館内での業務遂行にあたり館内規則を遵守しなければならない。また、現地での作業は研修所の許可を得て行うこととする。

オ 事業者が上記アからエまでに違反した場合は、研修所は契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

#### (4)反社会的勢力の排除等

委託者及び受託者は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

ア 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または実質的に経営に関与する者をいう。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

イ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。

ウ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。

(ア)相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

(イ)偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

エ 本契約の締結が、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的ではないこと。

#### (5)協議

本仕様に定めのない事項及び作業内容について疑義が生じた場合、双方が協議をしてこれを処理すること。